

# 雇用保険法施行規則の改正について

## 育児休業給付金・介護休業給付金

令和4年4月・令和4年10月からの変更点

奈良労働局 職業安定部

## 有期雇用労働者の育児・介護休業給付金 受給要件の緩和

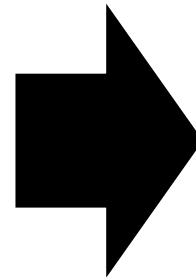
### 【現行】

#### ●育児休業の場合

- (1) 引き続き雇用された期間が1年以上
- (2) 1歳6ヶ月までの間に契約が満了することが明らかでない

#### ●介護休業の場合

- (1) 引き続き雇用された期間が1年以上
- (2) 介護休業開始予定日から93日経過日から6ヶ月を経過するまでに契約が満了することが明らかでない



### 【令和4年4月1日～】

#### 育児休業・介護休業いずれも

- (1) の要件を撤廃し、
- (2) のみになります



育児休業給付金

介護休業給付金の要件緩和

子の出生後8週間以内に4週間まで取得することができる産後パパ育休制度が創設されます。

産後パパ育休を取得した場合に、出生時育児休業給付金が受けられます。

### 支給要件

- ・休業開始日前2年間に、賃金支払基礎日数が11日以上ある（ない場合は就業している時間数が80時間以上の）完全月が12か月以上あること。
- ・休業期間中の就業日数が、**最大10日（10日を超える場合は就業している時間数が80時間）※2**以下であること。

**※2** 28日間の休業を取得した場合の日数・時間です。  
28日間より短い場合は、その日数に比例して短くなります。

(例) 14日間の休業

→ 最大5日（5日を超える場合は40時間）

10日間の休業

→ 最大4日（4日を超える場合は28時間）

[ $10日 \times 10 / 28 = 3.57$ （端数切り上げ）→ 4日]

### 支給額

・休業開始時賃金日額（原則、育児休業開始前6か月間の賃金を180で除した額）×**支給日数×67%** ※3

※3 支給された日数は、育児休業給付の支給率67%の上限日数である180日に通算されます。

### 申請期間

**出生日※4の8週間後の翌日から起算して2か月後の月末まで**

【例】出生日が令和4年10月15日

→ 申請期限は令和5年2月末日まで

※4 出産予定日前に子が出生した場合は、当該出産予定日2回まで分割して取得できますが、1回にまとめた申請となりますのでご注意ください。

- 1歳未満の子について、**原則2回の育児休業まで、育児休業給付金を受けられるようになります。**
- 3回目以降の育児休業については、原則給付金を受けられませんが、**以下の例外事由に該当する場合は、この回数制限から除外**されます。

### 回数制限の例外事由

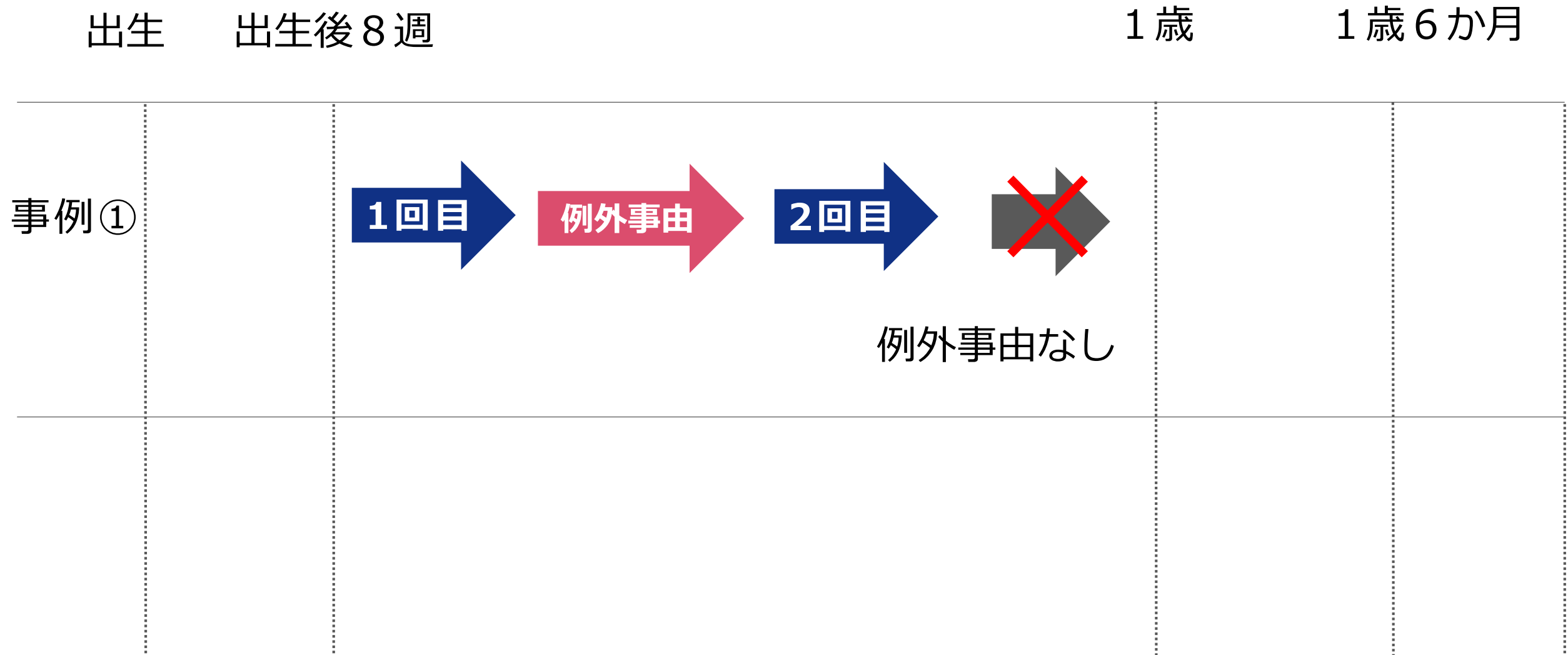
I.別の子の産前産後休業、育児休業、別の家族の介護休業が始まったことで育児休業が終了した場合で、新たな休業が対象の子または家族の死亡等で終了した場合

II.育児休業の申し出対象である1歳未満の子の養育を行う配偶者が、死亡、負傷等、婚姻の解消でその子と同居しないこととなった等の理由で、養育することができなくなった場合

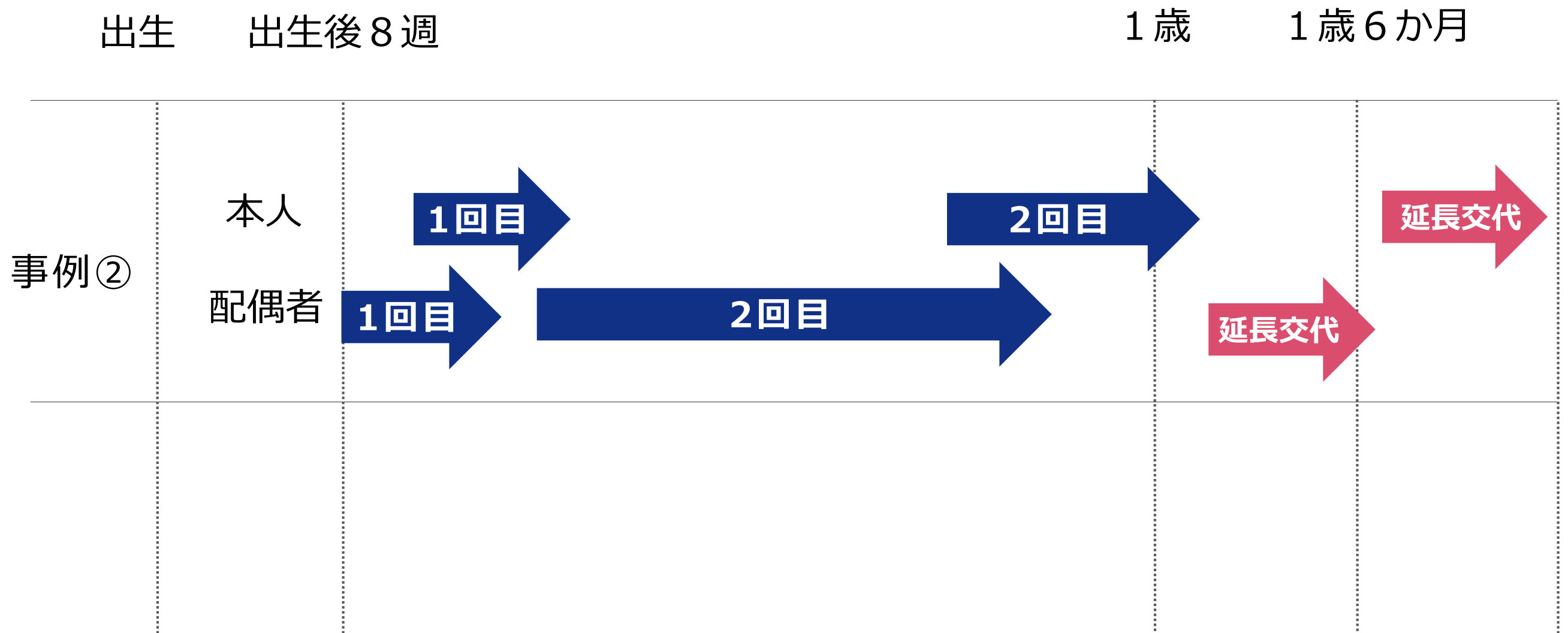
III.育児休業の申し出対象である1歳未満の子が、負傷、疾病等により、2週間以上の期間にわたり世話を必要とする状態になった場合

IV.育児休業の申し出対象である1歳未満の子について、保育所等での保育利用を希望し、申し込みを行っているが、当面その実施が行われない場合

- 1歳未満の子について、原則2回の育児休業まで、育児休業給付金を受けられるようになります。
- 3回目以降の育児休業については、原則給付金を受けられませんが、**例外事由に該当する場合は、この回数制限から除外**されます。



■ 育児休業の延長事由があり、かつ、夫婦交代で育児休業を取得する場合(延長交代)は、1歳～1歳6か月と1歳6か月～2歳の各期間において夫婦それぞれ1回に限り育児休業給付金が受けられます。



## 3. その他の変更点

---

- ・ 育児休業給付金の支給要件となる被保険者期間の確認や、支給額を決定する休業開始時賃金月額額の算定は、初めて育児休業を取得する時のみ行います。従って、2回目以降の育休の際は、これらの手続きは不要です。

※産後パパ育休を取得している場合は、それを初めての休業とします。その後を取得する育児休業についても、これらの手続きは不要です。

- ・ 産後パパ育休と育児休業を続けて取得した場合など、短期間に複数の休業を取得した場合は、先に取得した休業から申請してください。